

おくやみガイドブック

宇都宮市



ご遺族の方へ

チェックリスト

このたびのご逝去に、謹んでお悔み申し上げます。

宇都宮市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるよう「おくやみガイドブック」を作成いたしました。

ご不明な点などがございましたら、各担当窓口までお問い合わせください。

このガイドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

宇都宮市役所

各種手続き

市役所外の主な手続き

各種支援・貸付制度など

相続について

もくじ

死亡に伴う各種手続きチェックリスト	P.3
死亡に伴う各種手続き	
1. 住民登録に関する手続き	P.5
2. 健康保険に関する手続き	P.8
3. 年金に関する手続き	P.11
4. 介護保険に関する手続き	P.15
5. 高齢福祉に関する手続き	P.17
6. 税に関する手続き	P.18
7. 子どもに関する手続き	P.21
8. 障がいに関する手続き	P.26
9. 上下水道に関する手続き	P.34
10. その他の手続き	P.36
少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト	P.41
大切な方が亡くなられたあとの各種支援・貸付制度等（市役所・市役所以外）	P.43
相談窓口	P.47
各種証明書の交付について（市民課・税制課）	P.49
各種証明書の交付について（コンビニ交付サービス）	P.51
家系図	P.53
故人の財産について	P.54
相続登記について	P.55

事前準備について

宇都宮市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。
まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1

各種手続きチェックリスト

チェックリストで必要な手続きを確認できます。
該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。



STEP 2

委任状について

亡くなられた方と手続きに来庁する方の関係性によっては、委任状が必要です。
詳細は各種手続きのページでご確認ください。

STEP 3

ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、手続き窓口へお越しください。
※手続き窓口によって受付時間などが異なりますので、詳しくは問い合わせ先にご確認ください。

MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

各種支援・貸付制度など

相続について

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録に関する手続き	☐	故人が亡くなって病院などから死亡診断書(死体検案書)を受け取った	P.5
	☐	世帯主であった	P.6
	☐	印鑑登録をしていた	
	☐	住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	☐	マイナンバーカード、通知カード・個人番号通知書を持っていた	
健康保険に関する手続き	☐	国民健康保険に加入していた	P.8
	☐	後期高齢者医療制度に加入していた	P.10
年金に関する手続き	☐	国民年金(障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金)を受給していた	P.11
	☐	国民年金に加入していた	P.12
介護保険に関する手続き	☐	65歳以上又は介護認定を受けていた	P.15
	☐	高額介護サービス費などの支給を受けていた	
	☐	紙おむつ購入費の支給を受けていた	P.16
高齢福祉に関する手続き	☐	高齢者福祉サービスを利用していた	P.17
税に関する手続き	☐	原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車(トラクター・フォークリフトなど)を所有していた	P.18
	☐	公的年金、給与などの収入があった	
	☐	市内に土地・家屋を所有していた	P.19
	☐	市税を故人の口座から引き落としていた	P.20
子どもに関する手続き	☐	児童手当の受給者であった	P.21
	☐	児童扶養手当の支給対象児童又は受給者であった ひとり親家庭医療費受給資格者証を持っていた	P.22

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子どもに関する手続き	☐	こども医療費受給資格者証を持っていた	P.23
	☐	妊産婦医療費受給資格者証を持っていた	
	☐	母子父子寡婦福祉資金を借りていた	P.24
	☐	保育園・幼稚園に申し込み又は通園していた	
	☐	幼稚園などの無償化対象の施設を利用していた	P.25
	☐	子どもの家を利用していた	
障がいに関する手続き	☐	障がいがあり、手帳などを持っていた、障がいサービスを利用していた	P.26
上下水道に関する手続き	☐	上下水道を使用していた(名義人)	P.34
	☐	浄化槽管理者であった	
	☐	公共下水道接続工事資金融資あっせん制度を利用していた	P.35
	☐	くみ取り式トイレを利用していた(名義人)	
その他の手続き	☐	農地を所有していた	P.36
	☐	森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林を所有していた	
	☐	犬を飼っていた	P.37
	☐	パスポートを所有していた(有効期限内のもの)	
	☐	市営の墓園を使用していた	P.38
	☐	広報サービスを利用していた	
	☐	市営駐輪場を利用していた	P.39
	☐	市営住宅に入居していた	
	☐	地域連携ICカード「totra」を利用していた	P.40

1. 住民登録に関する手続き

故人が亡くなって病院などから死亡診断書（死体検案書）を受け取った

手続き 死亡届の届出（注：火葬等がお済みの場合、死亡届は届出済です）

手続き詳細	期 限
故人が亡くなられた後、ご遺族の方が最初に行っていただく手続きになります。 病院や医師から死亡診断書（死体検案書）を受け取ったら、死亡届を記入してください。死亡届を記入していただく方（届出人）は、故人の親族の方や同居者、家主の方などになりますが誰が届出たかが戸籍に記載されます。また使者として死亡届を窓口を持参するのは届出人でなくても構いません。 届出後、火葬許可証を発行します。火葬の予約をしてから、窓口にお越しください。 ◆その他 火葬許可証は、火葬の際と納骨の際に使用しますので、紛失しないようにご注意ください。故人の死亡の記載がされた除籍謄本などは本籍地の市区町村に申請いただくことになりますが、届出から発行までにはお時間をいただきます。目安としては、本市に届出をした場合、本市に本籍がある方は約2週間、本籍が他市区町村の方はさらに1週間以上かかりますのでご了承ください。なお、本市に本籍がある方の届出後の戸籍記載が済んでいるかのお問い合わせは、必ず届出人の方からしていただくようお願いいたします。 ※死亡届及び死亡診断書（死体検案書）は提出いただき受理となりますと、届出人を変更したい場合やコピーが必要だったなどの理由があっても、お返ししたりコピーすることはできません。他の手続きで届書の控え（コピー）が必要な方は、窓口に出す前にコピーをお願いします。なお、市が証明した届書の写し（届書記載事項証明書）が必要な方は、取得可能かどうか事前にお問い合わせの上、ご請求ください。	亡くなったことを知った日から7日以内 手続き可能な人 親族、同居者又は家主・地主・家屋管理人若しくは土地管理人、後見人、保佐人、補助人、任意後見人、任意後見受任者
必要なもの	手続き窓口
☐ 届出人の印鑑（火葬許可証の申請に使用） ☐ 死亡届及び死亡診断書（死体検案書） ※A3の用紙の右側が死亡診断書（死体検案書）で左側が死亡届になっているものが一般的です。 ☐ 後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者が届出人になる場合は、資格が分かる登記事項証明書などの原本（その届出人が法人である場合は、併せて代表者事項証明書などの原本も必要）	市民課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所 問い合わせ先 （届出、戸籍記載） 市民課 戸籍グループ ☎ 028-632-2268 （届書記載事項証明書） 市民課 証明グループ ☎ 028-632-2267

世帯主であった

手続き 世帯主の変更

手続き詳細	期 限
以下のすべてに該当する場合は世帯主変更の手続きをしてください。 ①故人が世帯主であった ②同一世帯に故人の他に15歳以上の世帯員が2人以上いる	すみやかに
	手続き可能な人 故人と同一世帯であった方
必要なもの	手続き窓口
☐ 届出人の本人確認書類 ※届出人が故人と別世帯の場合は故人と同一世帯であった方の委任状が必要となります。	市民課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所
	問い合わせ先
	市民課 住民グループ ☎ 028-632-2271

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返納

手続き詳細	期 限
故人が印鑑登録をしていた場合、印鑑登録は抹消となります。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効なものとなります。 ※遺族の方による処分も可能ですが、返納をご希望の場合は、窓口までお持ちください。	なし
	手続き可能な人 遺族の方
必要なもの	手続き窓口
☐ 故人の印鑑登録証（カード）	市民課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所
	問い合わせ先
	市民課 住民グループ ☎ 028-632-2271

1. 住民登録に関する手続き

住民基本台帳カードを持っていた

手続き 住民基本台帳カードの返納

手続き詳細	期 限
故人が住民基本台帳カードを保有していた場合、カードは無効なものとなります。 ※遺族の方による処分も可能ですが、返納をご希望の場合は、窓口までお持ちください。	なし
必要なもの ☐ 故人の住民基本台帳カード	手続き可能な人 遺族の方
	手続き窓口 市民課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所
	問い合わせ先 市民課 住民グループ ☎ 028-632-2271

マイナンバーカード、通知カード・個人番号通知書を持っていた

手続き マイナンバーカード・通知カード・個人番号通知書の取扱い

手続き詳細	期 限
故人のマイナンバーカード又は通知カード・個人番号通知書は、無効となりますので、市役所に返納する必要はありません。 なお、無効となったマイナンバーカードなどは、遺族の方による処分が可能です。故人に関する手続きでマイナンバー（個人番号）の記載が必要となる場合がありますので、マイナンバーカードなどの処分は、関連する手続きが落ち着いてから行ってください。	
必要なもの	手続き可能な人
	手続き窓口
	問い合わせ先 市民課 個人番号グループ ☎ 028-632-5266

2. 健康保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 健康保険証の返還・再交付申請（世帯主の変更が生じた方が対象）

手続き詳細	期 限
故人が国民健康保険の被保険者でかつ世帯主であった場合、遺族の方の国民健康保険証も書換えとなりますので返還・再交付の申請をしてください。	亡くなった日から14日以内
	手続き可能な人
	・同一世帯の遺族の方 ・同一世帯の遺族の方からの委任状をお持ちの方
必要なもの	手続き窓口
☐ 故人及び同一世帯の遺族の方の被保険者証 ☐ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど） ※代理人の方が申請する場合は、遺族の方からの委任状と代理人の方の本人確認書類	保険年金課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所
	問い合わせ先
	保険年金課 国保税グループ ☎ 028-632-2320

手続き② 納付方法の変更

手続き詳細	期 限
国民健康保険税を故人の口座から口座振替していた場合、納付書による納税に変更となります。	すみやかに
引き続き口座振替を希望される場合は、新たな納税義務者（世帯主）又は被保険者などからの口座振替依頼をしてください。	手続き可能な人
	故人と同一世帯の方
必要なもの	手続き窓口
☐ 故人の被保険者証又は納税通知書 ☐ 新たな口座振替名義人の通帳 ☐ 新たな口座振替名義人の銀行などの届出印	保険年金課（市役所1階） 市内金融機関 各地区市民センター・出張所
	問い合わせ先
	保険年金課 収納グループ ☎ 028-632-2324

2. 健康保険に関する手続き

手続き③ 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
故人が国民健康保険の被保険者であった場合、葬祭費の支給申請の手続きをしてください。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	・喪主又は、喪主から委任を受けた方
必要なもの	手続き窓口
☐ 喪主の通帳（口座番号が確認できるもの） ☐ 喪主のマイナンバーカード（公金受取口座を希望する場合） ☐ 故人の被保険者証など ☐ 葬祭を行ったこと及び喪主の氏名が確認できるもの（会葬礼状・葬儀式場の領収書など） ※葬祭を行った人以外に葬祭費の支給を希望する場合は委任状が必要になります。	保険年金課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所
	問い合わせ先
	保険年金課 国保給付グループ ☎ 028-632-2316

MEMO

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 葬祭費の支給申請

手続き詳細	期 限
故人が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、葬祭費の支給申請の手続きをしてください。	葬祭を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人
	・喪主又は、喪主から委任を受けた方
必要なもの	手続き窓口
☐ 喪主の本人確認書類 ☐ 喪主の通帳（口座番号が確認できるもの） ☐ 故人の被保険者証など ☐ 葬祭を行ったこと及び喪主の氏名が確認できるもの（会葬礼状・葬儀式場の領収書など） ※葬祭を行った人以外に葬祭費の支給を希望する場合は委任状が必要になります。	保険年金課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所 問い合わせ先 保険年金課 後期高齢者医療グループ ☎ 028-632-2308

手続き② 給付費の申請請求など

手続き詳細	期 限
故人が後期高齢者医療制度の被保険者であった場合、給付費の申請、請求、受領及び保険料還付金の請求、受領、並びに各種通知の受領を相続人の代表者が行うことになりますので、申立・誓約書を提出してください。	可能な限りすみやかに
◆その他	手続き可能な人
・保険料額の変更があった場合、翌月以降に通知します。 ・保険料の支払いがある場合、納付書をお送りしますので期限までに納付してください。 ・保険料の払戻しがある場合は、手続きのための必要書類を送付いたします。 ※相続放棄をされる方は、手続き不要です。	相続人代表者 相続人代表者から委任を受けた方
必要なもの	手続き窓口
☐ 相続人代表者の本人確認書類 ☐ 相続人代表者の通帳（口座番号が確認できるもの）	保険年金課（市役所1階） 各地区市民センター・出張所 問い合わせ先 保険年金課 後期高齢者医療グループ ☎ 028-632-2308

3. 年金に関する手続き

国民年金（障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金）を受給していた

手続き 未支給年金の手続き

手続き詳細	期 限
年金受給者である故人と生計を同じくしていたご遺族が次に該当すると、未支給年金の請求ができる場合があります。 【ご遺族について】 故人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他3親等内の親族	亡くなった日から5年以内 手続き可能な人 死亡した人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、その他の3親等以内の親族で死亡者と生計を同一にしていた方 →詳しくはお問い合わせください。
必要なもの	手続き窓口
☐ 故人と請求者の関係を明らかにできる戸籍謄本（抄本） ☐ 故人の住民票除票の写し ☐ 請求者の通帳 ☐ 請求者の世帯全員の住民票の写し ☐ 故人の年金証書 ※請求者のマイナンバーカード（通知カード）があれば、書類を一部省略できる場合があります。 ※上記以外の書類が必要となる場合があります。	・老齢基礎年金・通算老齢年金・老齢年金 ⇒請求者の住所地を管轄する年金事務所（連絡先は P41 参照） ・障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金 ⇒保険年金課（市役所 1 階）・各地区市民センター・出張所
	問い合わせ先
	保険年金課 国民年金グループ ☎ 028-632-2327

国民年金に加入していた

手続き① 死亡一時金の手続き

手続き詳細	期 限
故人と生計を同じくしていたご遺族が次に該当する場合、死亡一時金が支給される可能性があります。 【故人について】 3年以上の保険料納付済期間があり、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに亡くなられた場合 【ご遺族について】 故人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 ◆その他 ・遺族基礎年金を受けるときは支給されません。 ・寡婦年金の受給権がある場合、どちらか一方の選択です。	亡くなった日から2年以内 手続き可能な人 死亡した人の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で死亡者と生計を同一にしていた方 →詳しくはお問い合わせください。
必要なもの	手続き窓口
☐ 故人と請求者の関係を明らかにできる戸籍謄本（抄本） ☐ 故人の住民票除票の写し ☐ 請求者の通帳 ☐ 請求者の世帯全員の住民票の写し ※請求者のマイナンバーカード（通知カード）があれば、書類を一部省略できる場合があります。	保険年金課（市役所1階）・各地区市民センター・出張所
	問い合わせ先
	保険年金課 国民年金グループ ☎ 028-632-2327

3. 年金に関する手続き

手続き② 遺族基礎年金の手続き

手続き詳細	期 限
故人により生計を維持されていたご遺族が次に該当する場合、遺族基礎年金が支給される可能性があります。 【故人について】下記のいずれか ・国民年金の被保険者（※1） ・国内に住所を有し60歳以上65歳未満の国民年金の被保険者であった者（※1） ・老齢基礎年金の受給権者（※2） ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている者（※2） （※1）死亡日の前日において、免除期間を含む保険料納付済期間が国民年金加入期間の3分の2以上あることが必要（要件を満たさない場合の特例制度あり） （※2）25年以上の受給資格期間の者に限る 【ご遺族について】 故人の「子のある配偶者」又は「子」 ※子とは、18歳到達の年度末までの子、又は20歳未満で障害等級1級もしくは2級の障害の状態にある子。婚姻していない場合に限りです。その他の受給条件についてはお問い合わせください。	亡くなった日から5年以内 手続き可能な人 原則 18 歳未満の子がいる配偶者 →詳しくはお問い合わせください。
必要なもの	手続き窓口
☐ 請求者の戸籍謄本（抄本） ☐ 死亡診断書（コピー） ☐ 請求者の所得証明書 ☐ 請求者の世帯全員の住民票の写し ☐ 請求者の通帳（配偶者・子） ☐ 故人の住民票除票の写し ※請求者のマイナンバーカード（通知カード）があれば、書類を一部省略できる場合があります。	保険年金課（市役所 1 階）・各地区市民センター・出張所 問い合わせ先 保険年金課 国民年金グループ ☎ 028-632-2327

MEMO

手続き③ 寡婦年金の手続き

手続き詳細	期 限
故人により生計を維持されていたご遺族が次に該当する場合、寡婦年金が支給される可能性があります。	亡くなった日から5年以内
【故人について】 国民年金第一号被保険者（任意加入被保険者を含む）の保険料納付済期間（免除期間を含む）が10年以上ある夫が、老齢基礎年金や障害基礎年金を受給せずに死亡した場合 【ご遺族について】 故人と10年以上継続して婚姻関係にある妻（事実婚を含む）。ただし、妻が老齢基礎年金を繰上げ受給している場合は支給されない。 ◆その他 支給は60歳から65歳到達まで	手続き可能な人 死亡した夫に生計を維持されていた妻（婚姻関係が10年以上継続している場合） →詳しくはお問い合わせください。
必要なもの	手続き窓口
☐ 請求者の戸籍謄本（抄本） ☐ 死亡診断書（コピー） ☐ 請求者の所得証明書 ☐ 請求者の世帯全員の住民票の写し ☐ 請求者の通帳（配偶者・子） ☐ 故人の住民票除票の写し ※請求者のマイナンバーカード（通知カード）があれば、書類を一部省略できる場合があります。	保険年金課（市役所1階）・ 各地区市民センター・ 出張所 問い合わせ先 保険年金課 国民年金グループ ☎ 028-632-2327

MEMO

4. 介護保険に関する手続き

65歳以上又は介護認定を受けていた

手続き 資格喪失の手続き、保険証の返還

手続き詳細	期 限
故人が65歳以上又は介護認定を受けていた場合、次の手続きをしてください。 ・資格喪失の手続き ・各種証の返還 ◆その他 ・保険料額変更通知書を翌月以降に通知します。また、保険料の支払いがある場合は、納付書が同封されておりますので、期限までに納付してください。 ・保険料に還付がある場合は、還付通知書を送付いたしますので、必要書類を提出してください。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き窓口
【資格喪失の手続き】 ☐ 介護保険資格喪失届 【各種証の返還】 ☐ 被保険者証 ☐ 交付されている場合は、負担割合証、負担限度額認定証 ※なお、要介護（要支援）認定申請中の場合は、事前にお問い合わせください。	高齡福祉課（市役所2階） 各地区市民センター・出張所
	問い合わせ先
	高齡福祉課 介護保険料グループ ☎ 028-632-2909

高額介護サービス費などの支給を受けていた

手続き 高額介護サービス費などの手続き

手続き詳細	期 限
故人が受給する高額介護サービス費などが振込口座の解約などによって振り込みできなかった場合、相続人への再振込に関する案内を送付します。 【送付する書類】 ・相続人代表者選任届 ・返信用封筒（要切手貼付） ※相続人（再振込先の口座名義人）が故人と別世帯の場合、続柄を証明する書類（戸籍謄本などのコピー）を添付していただきます。	案内が届き次第すみやかに
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	手続き窓口
	高齡福祉課（市役所2階）
	問い合わせ先
	高齡福祉課 介護サービスグループ ☎ 028-632-2906

紙おむつ購入費の支給を受けていた

手続き① 紙おむつ購入費振込口座の変更

手続き詳細	期 限
故人が受給する紙おむつ購入費支給が振込口座の解約などによって振り込みできなかった場合、相続人への再振込に関する案内を送付します。 【送付する書類】 ・相続人代表者選任届 ・返信用封筒（要切手貼付） ※相続人（再振込先の口座名義人）が故人と別世帯の場合、続柄を証明する書類（戸籍謄本などのコピー）を添付していただきます。	案内が届き次第すみやかに 手続き可能な人 相続人
必要なもの	手続き窓口
	高齢福祉課（市役所2階） 問い合わせ先 高齢福祉課 介護サービスグループ ☎ 028-632-2906

手続き② 紙おむつ購入費支給申請（未申請分）

手続き詳細	期 限
故人が要介護1～5の認定を受け、在宅の期間中に購入した大人用紙おむつについて、紙おむつ購入費支給申請を行うことができます。 ※介護保険施設や短期入所、病院に入所・入院の期間、「要支援1・2」と認定を受けた期間に購入されたものは対象となりません。 ◆その他 領収書は、被保険者氏名（フルネーム）、購入年月日、購入金額、購入品目（「大人用紙おむつ」）、販売者名の記載が必要です。	紙おむつ購入日の翌日から 2年以内 手続き可能な人 相続人
必要なもの	手続き窓口
☐ 介護保険紙おむつ購入費支給認定申請書 ☐ 領収書（領収日が生前のものに限る） ☐ 振込口座の情報が確認できるもの	高齢福祉課（市役所2階） 各地区市民センター・出張所 問い合わせ先 高齢福祉課 介護サービスグループ ☎ 028-632-2906

5. 高齢福祉に関する手続き

高齢者福祉サービスを利用していた

手続き① 高齢者福祉サービス機器（緊急通報システム）の返却手続き

手続き詳細	期 限
故人が高齢者福祉サービス機器（緊急通報システム）を貸与されている場合、機器などの返却手続きをしてください。 ※ひとり暮らし高齢者などで慢性疾患などがある方に対し、通報ボタンを押すことで、受信センターに通報され、必要に応じ消防局などへ緊急連絡できる機器を貸与しています。 ◆その他 機器を紛失した場合、実費弁償となります。	すみやかに 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	手続き窓口
☐ 緊急通報システム機器一式 ※持参することが困難な場合は、委託業者による回収も可能です。	高齢福祉課（市役所 2 階） 問い合わせ先 高齢福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2368

手続き② 保険適用外はり・きゅう・マッサージ施術料助成券の返還

手続き詳細	期 限
保険適用外はり・きゅう・マッサージ施術料助成券の利用者が亡くなった場合、返還してください。 ※この券は利用者以外使用することができないため、破棄していただいても構いません。	すみやかに 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	手続き窓口
☐ 保険適用外はり・きゅう・マッサージ施術料助成券	高齢福祉課（市役所 2 階） 問い合わせ先 高齢福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2360

6. 税に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（トラクター・フォークリフトなど）を所有していた

手続き 原動機付自転車などの廃車・名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
故人名義の原動機付自転車（125cc以下）、小型特殊自動車（トラクター・フォークリフトなど）がある場合、廃車又は名義変更の手続きをしてください。 ◆その他 車両により、手続き場所が異なりますので、ご注意ください。 ・自動車及びバイク（125cc超）：運輸支局 ・軽自動車：軽自動車検査協会	すみやかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	手続き窓口
☐ ナンバープレート ☐ 来庁者の本人確認書類 ☐ 標識交付証明書（お持ちの方）	税制課（市役所2階） 各地区市民センター・出張所
	問い合わせ先 税制課 諸税証明グループ ☎ 028-632-2205

公的年金、給与などの収入があった

手続き 市民税・県民税の手続き

手続き詳細	期 限
故人が市民税・県民税を納付していて（課税されていて）、相続人が2名以上おり、相続人代表者の指定をする場合は、手続きをしてください。	すみやかに
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	手続き窓口
☐ 相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本など） ☐ 相続人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	市民税課（市役所2階）
	問い合わせ先 市民税課 ☎ 028-632-2233、 2221、2214、2217

6. 税に関する手続き

市内に土地・家屋を所有していた

手続き① 土地・家屋の現所有者の申告

手続き詳細	期 限
故人が市内に土地・家屋を所有していた場合、相続人の中から、固定資産税・都市計画税の納税通知書などを受け取る「相続人代表者（現所有者）」を申告してください。	亡くなられてから概ね3ヶ月以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	手続き窓口
☐ 相続人であることが確認できる書類（戸籍謄本など） ☐ 代表となる現所有者のマイナンバーを確認できる書類（マイナンバーカード、マイナンバーが記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書） ☐ 代表となる現所有者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）	資産税課（市役所2階）
	問い合わせ先
	資産税課 管理グループ ☎ 028-632-2243・2244

手続き② 未登記家屋の名義変更

手続き詳細	期 限
故人が市内に不動産登記されていない建物（未登記家屋）を所有していた場合、所有者名義の変更をしてください。 ※相続の内容や相続人の状況などにより、下記以外の書類が必要となる場合があります。	原則、亡くなられた年の年末まで
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	手続き窓口
☐ 相続の内容が確認できる書類 遺産分割協議書、遺言書など ☐ 相続人であることが確認できる書類 相続関係図、戸籍謄本、法定相続情報一覧図の写しなど ☐ その他 相続人全員の印鑑登録証明書、物件を相続する方の住民票の写しなど	資産税課（市役所2階）
	問い合わせ先
	資産税課 家屋第1、第2グループ ☎ 028-632-2250～2257

市税を故人の口座から引き落としていた

手続き 市税・納付方法の変更

手続き詳細	期 限
市税を故人の口座から口座振替していた場合、納付書を送付いたしますので、お申し出ください。 引き続き口座振替を希望される場合は、新しくご利用になる口座について、口座振替の申し込み手続きを行ってください。	すみやかに
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	手続き窓口
☐ 変更後の通帳 ☐ 変更後の銀行などの届出印	納税課（市役所 2 階） 市内金融機関 各地区市民センター・出張所
	問い合わせ先 納税課 納税管理グループ ☎ 028-632-2189

MEMO

7. 子どもに関する手続き

児童手当の受給者であった

手続き 児童手当の手続き（手当受給者が亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
手当を受給していた方が亡くなられた場合、次の手続きをしてください。 認定請求書は、受給者の配偶者、祖父母など支給対象児童を養育する方が提出してください。 ・未支払児童手当の請求 ・認定請求書の提出（新たに受給者となる方） 手当の支給対象となっていた児童が亡くなられた場合、次のいずれかの手続きをしてください。 ①他に支給対象となっている児童がいない場合 ・受給事由消滅届の提出 ②他に支給対象となっている児童がいる場合 ・額改定認定請求書の提出 ◆その他 ・個々の状況により別途書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口でご確認ください。 ・新たに受給者となる方が、市外在住の場合は、住所地の市区町村にお問い合わせください。 ・なお、公務員の場合は、原則として勤務先への申請となりますので、ご注意ください。	亡くなった日の翌日から 15日以内
	手続き可能な人 【未支払い児童手当の請求】 児童手当の支給対象児童 【認定請求書の提出】 配偶者や祖父母などの児童の養育者 【支給対象児童が亡くなられた場合の手続き】 現児童手当の受給者
必要なもの	手続き窓口
【未支払児童手当の請求】 ☐ 未支払い分を受給する児童名義の振込先口座が確認できるもの（通帳など） 【認定請求書の提出（新たに受給者となる方）】 ☐ 請求者のマイナンバーが確認できる書類 （例：マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し） ☐ 請求者名義の振込先口座が確認できるもの（通帳など） ☐ その他必要書類（必要な方は、個別に案内します。）	子ども政策課 （市役所2階）
	問い合わせ先 子ども政策課 子ども給付グループ ☎ 028-632-2387

児童扶養手当の支給対象児童又は受給者であった ひとり親家庭医療費受給資格者証を持っていた

手続き①

児童扶養手当の手続き/ひとり親家庭支援手当/ひとり親家庭医療費受給資格者証の手続き(支給対象児童が亡くなられた場合)

手続き詳細	期 限
支給対象となっていた児童が亡くなられた場合、資格喪失届又は額改定届の手続きをしてください。 ◆その他 個々の状況により別途書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口でご確認ください。	すみやかに 手続き可能な人 児童扶養手当などの受給者
必要なもの	手続き窓口
☐ 児童扶養手当証書 ☐ ひとり親家庭医療費受給資格者証	子ども政策課 (市役所 2 階) 問い合わせ先 子ども政策課 自立支援グループ ☎ 028-632-2386

手続き②

児童扶養手当の手続き/ひとり親家庭支援手当/ひとり親家庭医療費受給資格者証の手続き(手当受給者が亡くなられた場合)

手続き詳細	期 限
手当を受給していた方が亡くなられた場合、受給者死亡届(未支払手当請求書)の提出の手続きをしてください。 ◆その他 個々の状況により別途書類が必要となる場合がありますので、詳しくは窓口でご確認ください。	亡くなった日の翌日から14日以内 手続き可能な人 親族など
必要なもの	手続き窓口
☐ 未支払い分を受給する児童名義の振込先口座が確認できるもの(通帳など)	子ども政策課 (市役所 2 階) 問い合わせ先 子ども政策課 自立支援グループ ☎ 028-632-2386

7. 子どもに関する手続き

こども医療費受給資格者証を持っていた

手続き こども医療費受給資格者証の手続き

手続き詳細	期 限
医療費の助成対象となっていた児童が亡くなった場合、受給者証の返還をしてください。	すみやかに
また、こども医療費受給資格者証の保護者の方が亡くなった場合、振込先口座の変更の申請をしてください。	手続き可能な人 保護者、祖父母など
必要なもの	手続き窓口
☐ こども医療費受給資格者証 ☐ 通帳（口座変更の場合のみ）	子ども政策課 （市役所 2 階） 各地区市民センター・出張所
	問い合わせ先
	子ども政策課 子ども給付グループ ☎ 028-632-2387

妊産婦医療費受給資格者証を持っていた

手続き 妊産婦医療費受給資格者証の手続き

手続き詳細	期 限
医療費の助成対象となっていた妊産婦の方が亡くなった場合、受給者証の返還をしてください。	すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	手続き窓口
☐ 妊産婦医療費受給資格者証	子ども支援課 （市役所 2 階） 各地区市民センター・出張所
	問い合わせ先
	子ども支援課 管理グループ ☎ 028-632-2296

母子父子寡婦福祉資金を借りていた

手続き 母子父子寡婦福祉資金の手続き

手続き詳細	期 限
故人が母子父子寡婦福祉資金の借入関係者（借受人、連帯借受人、連帯保証人）であった場合は、届出が必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 借受人、連帯借受人、連帯保証人など
必要なもの 手続きの内容により、手続きに必要なものが変わりますので、必ず事前にお問い合わせください。	手続き窓口
	子ども政策課 （市役所 2 階）
	問い合わせ先 子ども政策課 自立支援グループ ☎ 028-632-2389

保育園・幼稚園に申し込み又は通園していた

手続き 保育園・幼稚園など利用者などの変更手続き（児童又は保護者などが亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
保育園・幼稚園などの利用者など（利用申し込み中や転園申し込み中の方を含む）の児童又は保護者、同居（世帯分離の場合でも）している方が亡くなられた場合は、手続きが必要です。	すみやかに
	手続き可能な人 保護者
必要なもの 【在園している場合】 ●児童が亡くなられた場合 □ 退所届 ●保護者又は同居している方（世帯分離している場合であっても）が亡くなられた場合 □ 変更届 【申し込み中の場合】 保育課へお電話ください。	手続き窓口
	【在園している場合】 在園中の施設 【申し込み中の場合】 保育課（市役所 2 階）
	問い合わせ先 保育課 入所・給付グループ ☎ 028-632-2393

7. 子どもに関する手続き

幼稚園などの無償化対象の施設を利用していた

手続き 幼児教育・保育の無償化

手続き詳細	期 限
幼稚園・認定こども園・認可外保育施設など、幼児教育・保育の無償化対象の施設を利用していた児童又は保護者が亡くなられた場合、手続きが必要となることがあります。	すみやかに 手続き可能な人 保護者
必要なもの	手続き窓口
【在園している児童が亡くなられた場合】 ☐ 退所届 【保護者が亡くなられた場合】 ☐ 変更届	各利用施設、 保育課（市役所 2 階） ※手続き窓口は利用施設により異なりますので、お電話にてご確認ください。
	問い合わせ先
	保育課 入所・給付グループ ☎ 028-632-2394

子どもの家を利用していた

手続き 子どもの家の手続き

手続き詳細	期 限
子どもの家を利用している小学生が亡くなられた場合は、子どもの家の利用を中止していただくため、子どもの家利用中止届の提出をお願いいたします。また、子どもの家利用中の同一世帯の方が亡くなられた場合は、その世帯の方に子どもの家利用許可申請書記載事項変更届を提出していただく必要があります。 ◆その他 子どもの家の利用申し込み後に児童が亡くなられた場合は、利用許可決定前には、利用許可申請取り下げ届、利用許可決定後には、利用辞退届の提出が必要となります。	すみやかに 手続き可能な人 申請者
必要なもの	手続き窓口
☐ 子どもの家利用中止届 ☐ 子どもの家利用許可申請書記載事項変更届	各子どもの家 問い合わせ先 生涯学習課 放課後児童グループ （市役所 13 階） ☎ 028-632-2651

8. 障がいに関する手続き

障がいがあり、手帳などを持っていた、障がいサービスを利用していた

手続き① 手帳の返還(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)

手続き詳細	期 限
故人が身体障がい者手帳などをお持ちの場合、各手帳の返還の手続きをしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
必要なもの ☐ 各手帳 (身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)	親族、支援者など
	手続き窓口
	障がい福祉課 (市役所 1 階)
	問い合わせ先 (身体障がい者手帳、精神障がい者保健福祉手帳について) 障がい福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2361、2362、2363 (療育手帳について) 障がい福祉課 相談支援グループ ☎ 028-632-2365

手続き② 受給者証の返還(自立支援医療(更生医療・精神通院)受給者証、障がい福祉サービス受給者証)

手続き詳細	期 限
故人が自立支援医療(更生医療・精神通院)受給者証などをお持ちの場合、各受給者証の返還の手続きをしてください。 ◆その他 故人が自立支援医療受給者証(育成医療)をお持ちの場合は、子ども支援課でのお手続きとなります。(P33参照)	すみやかに
	手続き可能な人
必要なもの ☐ 各受給者証(自立支援医療(更生医療・精神通院)受給者証、障がい福祉サービス受給者証)	親族、支援者など
	手続き窓口
	障がい福祉課 (市役所 1 階)
	問い合わせ先 (更生医療・精神通院について) 障がい福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2361、2362、2363 (障がい福祉サービスについて) 障がい福祉課 相談支援グループ ☎ 028-632-2366

8. 障がいに関する手続き

手続き③ 手当に関する手続き（受給者が亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
故人が手当などを受給していた場合は、手続きが必要になります。 ・特別障害者手当の喪失・口座変更 ・経過的福祉手当の喪失・口座変更 ・心身障がい者福祉手当の喪失・口座変更 ・難病患者福祉手当の喪失・口座変更	すみやかに
	手続き可能な人
	親族、支援者など
必要なもの	手続き窓口
☐ 届出者の印鑑 ☐ 親族の方の口座が確認できるもの	障がい福祉課 (市役所 1 階) 各地区市民センター・出張所
	問い合わせ先
	障がい福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2361、 2362、2363

手続き④ 緊急通報装置・福祉電話の返却手続き

手続き詳細	期 限
故人が緊急通報装置・福祉電話を貸与されている場合、機器などの返却手続きをしてください。 ※届出後、緊急通報装置は事業者が撤去作業を実施します。 ◆その他 緊急通報装置については、故人が65歳以上の場合は高齢福祉課でのお手続きとなります。(P17参照)	すみやかに
	手続き可能な人
	親族、支援者など
必要なもの	手続き窓口
☐ ご家族の印鑑	障がい福祉課 (市役所 1 階)
	問い合わせ先
	障がい福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2361、 2362、2363

手続き⑤ 重度心身障がい者医療費受給資格者証の返還

手続き詳細	期 限
故人が重度心身障がい者医療費受給資格者証をお持ちの場合、返還の手続きをしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族、支援者など
必要なもの	手続き窓口
☐ 重度心身障がい者医療費受給資格者証	障がい福祉課 (市役所 1 階)
	問い合わせ先
	障がい福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2361、 2362、2363

手続き⑥ 心身障がい者扶養年金の停止又は給付の申請

手続き詳細	期 限
故人が心身障がい者扶養年金制度の加入者又は受給者であった場合、給付又は停止の手続きが必要になります。 ・加入者が亡くなった場合 ・受給者が亡くなった場合 ・年金管理者が亡くなった場合 ・障がい者が加入者よりも先に亡くなった場合	給付の申請期限は加入者が亡くなられた後3年以内
	手続き可能な人
	親族、支援者など
必要なもの	手続き窓口
☐ 年金給付請求書 ☐ 加入者の死亡診断書 ☐ 加入者の住民票除票の写し ☐ 年金受給権者（障がい者）の住民票の写し ☐ 口座指定届 ☐ 振込先口座が確認できる通帳のコピー ※詳細につきましては、右記までお問い合わせください。	障がい福祉課 (市役所 1 階)
	問い合わせ先
	障がい福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2361、 2362、2363

8. 障がいに関する手続き

手続き⑦ 障がい者タクシー料金助成券の返還

手続き詳細	期 限
故人が障がい者タクシー料金助成券の利用者であった場合、返還してください。 ※利用者以外使用することができないので、破棄してしまっても構いません。	すみやかに
	手続き可能な人
	親族、支援者など
必要なもの	手続き窓口
☐ 障がい者タクシー料金助成券	障がい福祉課 (市役所 1 階)
	問い合わせ先
	障がい福祉課 福祉サービスグループ ☎ 028-632-2361、 2362、2363

手続き⑧ 特定医療費（指定難病）受給者証の返還

手続き詳細	期 限
故人が受給者証などをお持ちの場合、返還の手続きをしてください。	医療費の精算後、すみやかに
	手続き可能な人
	家族及び支援関係者など
必要なもの	手続き窓口
☐ 特定医療費（指定難病）受給者証 ☐ 指定難病自己負担上限額管理票	保健予防課（保健所） ：宇都宮市竹林町 972 番地 保健福祉総務課（市役所 1 階）
	問い合わせ先
	保健予防課 保健対策グループ ☎ 028-626-1116

手続き⑨ 肝炎治療受給者証の返還

手続き詳細	期 限
故人が受給者証などをお持ちの場合、返還の手続きをしてください。	事由発生から 20 日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き窓口
☐ 肝炎治療受給者証	保健予防課（保健所） ：宇都宮市竹林町 972 番地
	問い合わせ先
	保健予防課 予防接種グループ ☎ 028-626-1114

手続き⑩ 被爆者健康手帳の手続き

手続き詳細	期 限
故人が被爆者健康手帳をお持ちである場合、手帳の返還などの手続きをしてください。 また、葬祭を行った方に対し、葬祭料（死亡年度により金額は異なります）が支給されます。	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き窓口
【葬祭料支給申請】 ☐ 死亡診断書又は死体検案書のコピー ☐ 喪主の方の通帳のコピー（通帳の2ページ目） ☐ 申請者が葬祭を行ったことが分かる書類（下記のいずれか1つ） ・会葬礼状のはがき（申請者が喪主の場合） ・葬儀会社からの領収書（コピー可。申請者及び被爆者の氏名が明記されたもの） ※死亡原因が交通事故など原子爆弾の傷害作用によるものでないことが明らかな場合は支給されません。	保健予防課（保健所） ：宇都宮市竹林町 972 番地
	問い合わせ先
	保健予防課 予防接種グループ ☎ 028-626-1114
【死亡届】 ☐ 被爆者健康手帳 ☐ 手当証書（手当受給者のみ） ☐ 死亡を証する書類 （住民票除票の写し、死亡診断書又は死体検案書など。ただし、葬祭料支給申請を同時に行う場合は省略できます）	

8. 障がいに関する手続き

手続き⑪ 特別児童扶養手当に関する手続き（支給対象児童が亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
支給対象となっていた児童が亡くなられた場合、資格喪失届又は額改定届を提出してください。 ・（支給対象児童が1人の場合）特別児童扶養手当資格喪失届 ・（支給対象児童が複数の場合）特別児童扶養手当額改定届 ◆その他 手当の過払いが発生した場合には、返納金が発生しますのでご注意ください。	事由発生日から14日以内
	手続き可能な人
	特別児童扶養手当の受給者
必要なもの	手続き窓口
	子ども政策課（市役所2階）
	問い合わせ先
	子ども政策課 子ども給付グループ ☎ 028-632-2387

手続き⑫ 特別児童扶養手当に関する手続き（手当受給者が亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
手当を受給している方が亡くなられた場合、受給者死亡届、未支払特別児童扶養手当請求書、振込先口座申出書を提出してください。引き続き特別児童扶養手当を受給する場合は、新しい受給者様で改めて新規申請が必要となります。 ◆その他 手当の過払いが発生した場合には、返納金が発生しますのでご注意ください。	事由発生日から14日以内
	手続き可能な人
	【受給者死亡届、振込先口座申出書の提出】 配偶者や支給対象児童の祖父母など 【未支払特別児童扶養手当請求書の提出】 特別児童扶養手当の支給対象児童 【特別児童扶養手当の申請書】 配偶者や祖父母などの児童の養育者
必要なもの	手続き窓口
☐ 戸籍謄本 ☐ 未支払い分を受給する児童名義の振込先口座が確認できるもの（通帳など） ☐ 特別児童扶養手当証書 ☐ 新たに特別児童扶養手当を受給する方の振込先口座が確認できるもの（通帳など）	子ども政策課（市役所2階）
	問い合わせ先
	子ども政策課 子ども給付グループ ☎ 028-632-2387

手続き⑬ 障がい児福祉手当に関する手続き（支給対象児童が亡くなられた場合）

手続き詳細	期 限
手当を受給していた児童が亡くなられた場合、障がい児福祉手当資格喪失届、未支払請求書を提出してください。 ◆その他 手当の過払いが発生した場合には、返納金が発生しますのでご注意ください。	事由発生日から14日以内
	手続き可能な人 保護者、祖父母など
必要なもの	手続き窓口
☐ 未支払い分を受給する保護者名義の振込先口座が確認できるもの（通帳など）	子ども政策課 （市役所2階）
	問い合わせ先 子ども政策課 子ども給付グループ ☎ 028-632-2387

手続き⑭ 小児慢性特定疾病医療受給者証の手続き

手続き詳細	期 限
受診者が亡くなられた場合は受給者証の返還を、保護者が亡くなられた場合は小児慢性特定疾病医療受給者証等記載事項変更届を提出してください。	すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	手続き窓口
☐ 小児慢性特定疾病医療受給者証	子ども支援課 （市役所2階）
	問い合わせ先 子ども支援課 管理グループ ☎ 028-632-2296

8. 障がいに関する手続き

手続き⑮ 自立支援医療受給者証（育成医療）の手続き

手続き詳細	期 限
受診者が亡くなられた場合は受給者証の返還を、保護者が亡くなられた場合は自立支援医療受給者証等記載事項変更届を提出してください。	すみやかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	手続き窓口
☐ 自立支援医療受給者証（育成医療）	子ども支援課 （市役所 2 階）
	問い合わせ先 子ども支援課 管理グループ ☎ 028-632-2296

手続き⑯ 障がい児通所受給者証の手続き

手続き詳細	期 限
児童が亡くなられた場合は受給者証の返還を、保護者が亡くなられた場合は各種変更の申請をお願いいたします。	すみやかに
	手続き可能な人 【受給者証の返還】 保護者 【各種変更の申請】 保護者
必要なもの	手続き窓口
【受給者証の返還】 ☐ 通所受給者証 【各種変更の申請】 ☐ 保護者のマイナンバーが確認できるもの（例：マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し等）	子ども発達センター ：宇都宮市鶴田町 970 番地 1
	問い合わせ先 子ども発達センター 交流管理グループ ☎ 028-647-4721

9. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた（名義人）

手続き 水道・下水道の休止又は名義変更の手続き

手続き詳細	期 限
故人が水道・下水道を使用していた場合は、休止又は名義変更の手続きが必要になります。 ◆電話による手続きができます 右記の問い合わせ先手続き窓口に、連絡してください。 ・手続きの際には、お客様番号をお聞きしますので、あらかじめご確認ください。お客様番号は、検針票及び領収書に記載されています。 ・検針票、領収書がない場合には、水道メーターの番号をお聞きします。メーター番号は、メーターボックス内のメーターに表示されています。 ◆電話による受付時間 受付時間：月曜日～土曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝休日、年末年始を除く）	すみやかに （休止の連絡がないと、水道を使用しなくても、基本料金がかかります。）
	手続き可能な人
	親族
	手続き窓口
	お客さま受付センター（上下水道局） ：宇都宮市河原町1番41号
	問い合わせ先
	お客さま受付センター ☎ 028-633-1300

浄化槽管理者であった

手続き 浄化槽管理者の変更・廃止・使用休止の手続き

手続き詳細	期 限
故人が管理されていた家屋などの浄化槽は、今後の使用の意向により、次の届出が必要になります。 ◆郵送による手続きができます	【引き続き使用する場合】 浄化槽管理者変更後、30日以内 【今後使用することがない場合】 浄化槽の使用廃止後、30日以内 【現在は使用しないが、今後、使用する予定がある場合】 すみやかに（詳しくはお問い合わせください。）
必要なもの	手続き可能な人
【引き続き使用する場合】 ・浄化槽管理者変更報告書 ・維持管理に関する委託契約書のコピー 【今後使用することがない場合】 ・浄化槽使用廃止届出書 【現在は使用しないが、今後、使用する予定がある場合】 ・浄化槽使用休止届出書	親族
	手続き窓口
	水質管理課（上下水道局） ：宇都宮市河原町1番41号
	問い合わせ先
	水質管理課 ☎ 028-633-2001

9. 上下水道に関する手続き

公共下水道接続工事資金融資あっせん制度を利用していた

手続き 公共下水道接続工事資金融資あっせん制度の利用者などの変更

手続き詳細	期 限
故人が公共下水道接続工事資金融資あっせん制度を利用されていた、もしくは連帯保証人であった場合は、利用者（債務者）や連帯保証人の変更手続きが必要となる場合がありますので、融資を受けた金融機関にご連絡をお願いします。	すみやかに
	手続き可能な人
必要なもの	融資を受けた金融機関にご相談ください。
	手続き窓口
☐ 変更手続きをされる場合は、戸籍謄本や除籍謄本、印鑑証明書及びその実印など （お手続き内容により必要書類が異なりますので、金融機関にお尋ねください。）	融資を受けた金融機関
	問い合わせ先
	工事受付センター （上下水道局） ☎ 028-633-3164

くみ取り式トイレを利用していた（名義人）

手続き くみ取り式トイレの手続き

手続き詳細	期 限
故人がご自宅・事業所などでくみ取り式のトイレを利用されていた場合は、くみ取りの停止や手数料の清算などが必要になります。	すみやかに
	手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
	手続き窓口
特になし →くみ取り事業者へご連絡ください。	くみ取り事業者へお問合わせください。
	※くみ取り事業者が不明の場合はごみ減量課へお問合わせください。
	問い合わせ先
	ごみ減量課 収集指導グループ
	☎ 028-632-2423

10. その他の手続き

農地を所有していた

手続き 農地法の規定による届出

手続き詳細	期 限
故人が農地を所有していた場合、相続により農地を取得した者は、届出（農地法第3条の3の規定による届出）が必要になります。	相続登記後又は遺産分割協議が確定した後すみやかに
	手続き可能な人
	相続した人
必要なもの	手続き窓口
	農業委員会事務局 （市役所7階）
	問い合わせ先
	農業委員会事務局 ☎ 028-632-2813、2814

森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林を所有していた

手続き 森林法の規定による届出

手続き詳細	期 限
故人が森林法に基づく地域森林計画の対象となっている民有林を所有していた場合、森林法の規定により所有者となった旨の届出（森林法第10条の7の2第1項の規定による届出）が必要になります。	所有者となった日から90日以内
	手続き可能な人
	新たに森林の土地の所有者となった方
必要なもの	手続き窓口
☐ 位置図 ☐ 相続登記後の土地の登記事項証明書（全部事項証明書）又は遺産分割協議書等届出の原因を証明する書面	農林生産流通課 （市役所7階）
	問い合わせ先
	農林生産流通課 森林整備・鳥獣対策グループ ☎ 028-632-2477

10. その他の手続き

犬を飼っていた

手続き 飼い犬の手続き

手続き詳細	期 限
故人が飼い犬の所有者であった場合、所有者の変更手続きをしてください。	変更があった日から 30 日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き窓口
☐ 犬の登録番号（犬鑑札の番号）の控え ※番号不明の場合は、右記問い合わせ先までお問い合わせください。	生活衛生課（保健所） ：宇都宮市竹林町 972 番地 各地区市民センター・出張所 保健と福祉の相談窓口 （市役所 1 階）
	問い合わせ先
	生活衛生課 環境衛生グループ ☎ 028-626-1108

パスポートを所有していた（有効期限内のもの）

手続き パスポートの返納

手続き詳細	期 限
故人がパスポートを保有していた場合、パスポートを返納してください。 （有効期限が残っている場合）	すみやかに
◆その他 住所が宇都宮市の方のパスポートに限ります。	手続き可能な人
	親族
必要なもの	手続き窓口
☐ 故人のパスポート ☐ 届出人の本人確認書類 ☐ 故人及び届出人の戸籍謄本 ※故人と届出人が別戸籍の場合、続柄が確認できる改製原戸籍謄本など必要となることがあります。	宇都宮市パスポートセンター ：宇都宮市馬場通り 4 丁目 1 番 1 号 うつのみや表 参道スクエア 5 階
	問い合わせ先
	宇都宮市パスポートセンター ☎ 028-616-1544

市営の墓園を使用していた

手続き 市営の墓園の使用者の名義変更

手続き詳細	期 限
故人が市営の墓園を使用していた場合、名義の変更の手続きをしてください。	すみやかに
	手続き可能な人
	承継者
必要なもの	手続き窓口
☐ 墓園使用許可証 ☐ 故人（前使用者）の除籍謄本 ☐ 承継者の戸籍謄本 ☐ 承継者の住民票の写し（住所が宇都宮市の方は不要） ※市外の方は本籍表示がある住民票の写し ☐ 改製原戸籍謄本（「前使用者と承継者との戸籍上の関係」が確認できるものを、必要に応じて提出） ※詳しくはお問い合わせください。 ☐ 火葬許可証（埋蔵日が決まっている場合、火葬後の火葬許可証）	生活安心課（市役所2階） 各霊園管理事務所 ※手続き窓口はご利用の墓園により異なりますので、お問い合わせください。
	問い合わせ先
	生活安心課 生活安心グループ ☎ 028-632-2819

広報サービスを利用していた

手続き 広報サービスの変更又は停止 （広報うつのみやの郵送サービス、声の広報、点字広報）

手続き詳細	期 限
故人が利用していたサービスの中止手続きをしてください。 ◆電話又は市ホームページから手続きできます	すみやかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	手続き窓口
	広報広聴課（市役所3階） 
	問い合わせ先
	広報広聴課 広報グループ ☎ 028-632-2028

10. その他の手続き

市営駐輪場を利用していた

手続き 市営駐輪場の定期使用の中止、一時使用の精算

手続き詳細	期 限
故人が市営駐輪場を定期使用されていた場合、中止手続きをしていただくと、お支払いいただいた料金からご利用した月数の料金を差し引いた分をお返しすることができます。一時使用の場合は、駐車した分使用料がかかりますので、お早めに自転車のお引き取りをお願いいたします。	すみやかに
◆その他 一定期間放置してある自転車などについて、連絡後、お引き取りのない場合は、中央1丁目保管所に保管し処分いたします。お早めに各駐輪場へお問い合わせください。	手続き可能な人 親族又は同居の方
	手続き窓口 故人が使用していた駐輪場 ※各駐輪場の電話番号は市ホームページをご覧ください。 
必要なもの	問い合わせ先
☐ 定期使用券 ☐ 自転車に貼ってある駐車ステッカー ☐ 一時使用や定期使用期間を過ぎてからのお引き取りの場合、使用料金	道路保全課 管理調整グループ (市役所 8 階) ☎ 028-632-2513

市営住宅に入居していた

手続き 市営住宅の手続き

手続き詳細	期 限
故人が市営住宅に入居されていた場合は、退去や承継などの手続きが必要になります。	お亡くなりになられた後、すみやかに
	手続き可能な人 市営住宅の入居者や親族など
必要なもの	手続き窓口
お手続きに必要な書類は、単身や2人以上でお住まいの場合など、家族構成により異なりますので、詳しくは右記問い合わせ先までお問い合わせください。	宇都宮市営住宅管理センター ：宇都宮市中央1丁目9番11号大銀杏ビル6階
	問い合わせ先 宇都宮市営住宅管理センター ☎ 028-678-8861

地域連携ICカード「totra」を利用していた

手続き 地域連携ICカード「totra」の払戻し

手続き詳細	期 限
故人が地域連携ICカード「totra」の利用者であった場合、払戻しの手続きをすることが可能です。 ※記名式「totra」の場合、利用者以外は使用できません。 ※払戻しをご希望の場合は、手続き窓口までお持ちください。 ◆その他 「totra」に関することや払戻しについては、関東自動車・JRバス関東にお問い合わせください。	最後の利用日から10年以内（最後の利用日から10年間利用がない場合、カードは失効となります。）
	手続き可能な人
	関東自動車・JRバス関東にお問い合わせください。
必要なもの	手続き窓口
☐ 地域連携ICカード「totra」 （関東自動車・JRバス関東の窓口にご確認ください。）	関東自動車の totra 取扱窓口 JR バス関東の totra 取扱窓口
	問い合わせ先
	関東自動車 ☎ 0570-031811 JRバス関東 ☎ 028-687-0671

MEMO

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

各種支援・貸付制度など

相続について

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納	栃木県運転免許センター : 栃木県鹿沼市下石川681 ☎ 0289-76-0110 宇都宮中央警察署 : 宇都宮市下戸祭1-1-6 ☎ 028-623-0110 宇都宮東警察署 : 宇都宮市中今泉3-5-63 ☎ 028-610-0110 宇都宮南警察署 : 宇都宮市みどり野町1-8 ☎ 028-653-0110
普通自動車	☐	自動車税種別割に関する手続き	自動車税事務所 : 宇都宮市八千代1-5-10 ☎ 028-658-5521
	☐	名義変更・廃車など	関東運輸局栃木運輸支局 : 宇都宮市八千代1-14-8 ☎ 050-5540-2019
バイク (125cc超)	☐	名義変更・廃車など	
軽自動車 (三輪・四輪)	☐	名義変更・廃車など	軽自動車検査協会栃木事務所 : 宇都宮市西川田本町1-2-37 ☎ 050-3816-3107
国税の申告	☐	相続税・所得税・消費税の申告、納税など	宇都宮税務署 : 宇都宮市昭和2-1-7 ☎ 028-621-2151
不動産	☐	土地・家屋など所有者の移転 (相続) 登記など	宇都宮地方法務局 : 宇都宮市小幡2-1-11 ☎ 028-623-0916
厚生年金	☐	年金に関する手続き	宇都宮西年金事務所 : 宇都宮市下戸祭2-10-20 ☎ 028-622-4281 宇都宮東年金事務所 : 宇都宮市元今泉6-6-13 ☎ 028-683-3211
共済年金	☐	年金に関する手続き	各共済組合
農業者年金	☐	死亡の届出に関する手続き	最寄りのJA支所
県営住宅	☐	各種変更・解約	栃木県住宅供給公社 : 宇都宮市仲町1-1 栃木県地域づくり機構ビル2階 ☎ 028-626-3198

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
外国籍の方	☐	在留カードや特別永住者証明書の返納	東京出入国在留管理局 宇都宮出張所 ：宇都宮市小幡2-1-11 ☎ 028-600-7750
	☐	(亡くなった方の配偶者やご家族が外国籍の場合) 在留資格の変更など	
生命保険など	☐	死亡保険金・入院給付金の請求など	各生命保険会社又は代理店
預貯金口座など	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関 など
株式など	☐	名義変更	各証券会社 など
国債	☐	記名変更・償還金受領	償還金支払場所又は証券保管書に記載の郵便局
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話・携帯	☐	契約承継・解約	
電気・ガス料金など	☐	名義変更・解約	
インターネット	☐		
NHK受信料	☐	転居の連絡や名義変更, 解約など	NHKふれあいセンター ☎ 0120-151515
ケーブルテレビ	☐	名義変更・解約	各契約会社
新聞	☐		各契約代理店
賃貸住宅・借地権・借家権	☐		家主・地主
家屋の火災保険	☐		各損害保険会社
自動車保険(自賠責・任意保険)	☐		
口座自動引落	☐		各契約会社
保証金	☐	名義変更	保証金の預け先
各種免許・届出	☐	名義変更・免許証の返納など	管轄官庁
リース・レンタル契約	☐	名義変更・解約	各契約会社

生活保護制度

制度の内容	対象
病気などの理由で、収入や蓄えがなく、生活が困難になった人に、最低限の生活を保障する国の制度です。保護を必要とする時は、本人又は家族の方が、生活福祉第1課・2課へご相談ください。	資力、能力などすべて活用した上でも生活に困窮する者
	その他
	地域の民生委員・児童委員にも相談ができます。
生活保護における扶助の種類	問い合わせ先・相談窓口
●生活扶助 ●住宅扶助 ●教育扶助 ●医療扶助 ●介護扶助 ●出産扶助 ●生業扶助 ●葬祭扶助	生活福祉第1課・2課 （市役所1階） ☎ 028-632-2105、2465

母子父子寡婦福祉資金

制度の内容	対象
ひとり親家庭の母、父及び寡婦の方に対し、経済的自立の助成を図り、併せてその扶養している児童の福祉の増進を図るため、修学資金をはじめとした12種類からなる資金を貸付しています。	・配偶者のいない女子又は男子で20歳未満の児童を扶養している人 ・寡婦及び40歳以上の配偶者のいない女子
資金の種類	問い合わせ先・相談窓口
●事業開始資金 ●事業継続資金 ●修学資金 ●技能習得資金 ●医療介護資金 ●就学支度資金 ●就職支度資金 ●修業資金 ●生活資金 ●転宅資金 ●住宅資金 ●結婚資金	子ども政策課 （市役所2階） ☎ 028-632-2389

MEMO

ひとり親家庭のための手当（お子さんがいる方）

手当の種類	問い合わせ先・相談窓口
●児童扶養手当 ひとり親家庭の母・父等で18歳到達後最初の年度末までの児童（一定の障がいがある場合は20歳未満）を養育している方に支給されます。（所得制限があります。）ただし、公的年金等の額が児童扶養手当額より高い方は、児童扶養手当の支給はありません。 ●ひとり親家庭支援手当 ひとり親家庭の母・父等で義務教育終了前（児童に一定の障がいがある場合は20歳未満）までの児童を養育している方に支給されます。（所得制限があります。） ●ひとり親家庭医療費助成制度 ひとり親家庭の母・父等で、18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している方の保険診療分の医療費を助成する制度です。（所得制限があります。）	子ども政策課自立支援グループ（市役所2階） ☎ 028-632-2386, 2399

就学援助

制度の内容	手続き窓口
経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品・通学用品費などの一部を援助する制度です。	各小中学校 学校管理課（市役所13階） （※小学校入学準備金のみ）
対象者	問い合わせ先・相談窓口
宇都宮市にお住まいの児童生徒の保護者で、 ①生活保護を受けている世帯 ②申請年度に生活保護を停止又は廃止された世帯で援助が必要と認められる場合 ③申請年度の前年中の所得により、次の事項に該当するなど生活保護に準じる程度に生活が困窮している世帯で、援助が必要と認められる場合 ④家族全員の総所得（前年中）が生活保護に準ずる程度の低所得世帯の場合や、病気・災害などの事情により収入が著しく減少した方で援助が必要と認められる場合	学校管理課就学グループ ☎ 028-632-2724

MEMO

宇都宮市奨学金

制度の内容	その他
経済的理由により、学校教育法の規定に基づく高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、中等教育学校（後期課程）、専門学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程）への修学が困難な方に奨学金を貸与する制度です。 ※詳細の申請基準や貸付額等は募集要項でご確認ください。	この他、交通遺児（保護者が道路上の交通事故により死亡又は負傷による後遺障がいのため働けなくなった家庭の被扶養者）を対象とした奨学金制度があります。 ※詳細の申請基準や貸付額等は募集要項でご確認ください。
申請資格	問い合わせ先・相談窓口
①本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難であること。 ②成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を2名選任できること。 ※父・母両方が連帯保証人になることは不可 ※市外に在住の方が連帯保証人になることは可 ③前年中の世帯全員の所得金額が本市の定める基準額以下であること。（※変更の可能性あります）	教育企画課管理グループ （市役所 13 階） ☎ 028-632-2705

宇都宮市入学一時金

制度の内容	
学校教育法の規定に基づく高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、中等教育学校（後期課程）、専門学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程）に入学予定の方の保護者に入学一時金を貸与する制度です。 ※高等学校、高等専門学校、中等教育学校（後期課程）、専門学校（高等課程）については、私立学校のみ対象となります。 ※詳細の申請基準や貸付額等は募集要項でご確認ください。	
申請資格	問い合わせ先・相談窓口
①本市市民であること。 ②市税の滞納がないこと。 ③成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を1名選任できること。 ※もう一方の保護者が連帯保証人になることは不可 ※市外に在住の方が連帯保証人になることは可 ④他の入学一時金の貸付を受けていないこと。 ⑤前年中の世帯全員の所得金額が本市の定める基準額以下であること。（※変更の可能性あります）	教育企画課管理グループ （市役所 13 階） ☎ 028-632-2705

宇都宮市返還免除型育英修学資金

制度の内容	その他
経済的理由により、学校教育法の規定に基づく大学、大学院、短期大学、専修学校（修業年限が2年以上の専門課程）への修学が困難な方に、奨学金を貸与し、一定の条件を満たせば返還が免除される制度です。 ※詳細の申請基準等は募集要項でご確認ください。	【返還免除の要件】 最終学校を卒業した翌月から1年以内に宇都宮市に居住し、かつ、5年間居住を継続した時に返還が免除されます。
申請資格	問い合わせ先・相談窓口
①本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難であること。 ②成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税の滞納がない連帯保証人を2名選任できること。 ※父・母両方が連帯保証人になることは不可 ※市外に在住の方が連帯保証人になることは可 ③前年中の世帯全員の所得金額が本市の定める基準額以下であること。（※変更の可能性があります） ④過去に返還免除型育英修学資金貸付制度の貸付を受けたことがないこと。 ⑤最終学校卒業後、宇都宮市に居住を希望すること。 ⑥初めて大学等を卒業した年度の末日から申請を行う日までの期間が2年以内であること。（大学院進学者のみ）	教育企画課管理グループ （市役所 13 階） ☎ 028-632-2705

生活困窮者自立相談支援窓口

制度の内容	
現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方のために、自立に向けた相談支援窓口を開設しています。	
支援内容	問い合わせ先・相談窓口
相談支援員が個別の相談内容に応じた支援プランを作成し、市や関係機関による就労支援や各種福祉サービスなどの活用により、生活困窮状態から早期脱却に向け、継続的に支援を行います。	宇都宮市社会福祉協議会内 生活困窮者自立相談支援窓口 ：宇都宮市中央1丁目1番15号 宇都宮市総合福祉センター 5F ☎ 028-612-6668

相談窓口

※いずれも無料相談となります。予約が必要となる場合もありますのでご確認ください。

名称	内容	会場・日時など	問い合わせ先
弁護士法律相談 (要予約)	不動産, 相続, 金銭貸借など ※同一内容の相談は1回限り ※相談時間は20分以内	広報紙をご確認ください。	広報広聴課 (市役所3階) ☎ 028-632-2022
行政書士相談	相続、農地転用、開発行為 など、市役所など官公庁に 提出する書類や手続き		
司法書士相談	登記(相続、売買、会社設 立など)、債務整理、成年 後見手続きなど		
司法書士による相 続の相談会 (要予約)	不動産登記などの相続、遺 言に関する電話又は面談に よる相談 ※相談時間は30分程度		相続登記相談センター (県司法書士会) ☎ 028-614-1122
税理士税金なんでも 相談 (要予約)	税金全般(法人及び個人事業 主などの相談は除く) ※相談時間は30分程度		税制課(市役所2階) ☎ 028-632-2204
市民相談	市の業務や日常生活での困 り事などに関する相談先の 案内・助言	市民相談コーナー (市役所2階) 月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	市民相談コーナー ☎ 028-632-2835
こころの健康相談	こころの健康に関する不安 や悩みなど	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	保健予防課(保健所) : 宇都宮市竹林町972番地 ☎ 028-626-1116
ごみの相談	ごみの出し方	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	ごみ減量課 (市役所12階) ☎ 028-632-2423
	粗大ごみの収集の申し込み ※粗大ごみの収集は1点に つき840円	月～金曜日 午前9時00分～ 午後5時00分	粗大ごみ受付センター ☎ 028-643-5371
空き家・空き地の 相談	空き家・空き地を相続後の 処分や活用に関する相談	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	生活安心課 (市役所2階) ☎ 028-632-2266
ペット相談	新しい飼い主を探すための 相談・助言	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分	生活衛生課(保健所) : 宇都宮市竹林町972番地 ☎ 028-626-1108

※ここに掲載した相談窓口は一例です。他の各種相談については広報紙等をご覧ください。

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

各種支援・貸付制度など

相続について

各種証明書の交付について（市民課・税制課）

死亡に関連する手続きにおいて、相続等で必要となる主な証明書の取得窓口等を記載しました。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

各種支援・貸付制度など

相続について

【窓口交付】◆市民課（市役所1階）◆各地区市民センター・出張所（バンパ出張所については右記*3参照）			
証明書名	必要なもの	1通あたりの手数料	注意事項
住民票の写し	本人確認書類 (右記*1参照)	300円	
死亡届書記載 事項証明書		350円	原則、法令で定めのある場合に限り、発行が可能です。詳しくは、市民課（☎028-632-2267）までお問い合わせください。
戸籍謄本・抄本		◆戸籍謄本・抄本 450円 ◆除籍謄本・抄本 750円 ◆改製原戸籍 750円	必要な戸籍の種類については、提出する関係機関にご確認の上、請求してください。
戸籍の附票		300円	
印鑑登録証明書	本人確認書類 (右記*1参照) 本人の印鑑登録証	300円	※亡くなられた方の印鑑登録証明書は、発行できません。

【窓口交付】◆税制課（市役所2階）◆各地区市民センター・出張所			
証明書名	必要なもの	1通あたりの手数料	注意事項
所得証明書	本人確認書類 (右記*2参照)	300円	
課税証明書		300円	
登録事項証明書		300円（1枚あたり） ※名義ごとに土地・家屋併せて6物件まで1枚に記載。非課税物件等の例外もあります。	土地・家屋の証明になります。
評価証明書			登録事項証明書に評価額が記載されたものになります。
課税標準額証明書			評価証明書に課税標準額、税相当額が記載されたものになります。

本人確認書類について

手続きをする際、手続きされる方の本人確認を行っています。

来庁の際は、本人確認ができる書類を必ずお持ちください。

※全て有効期限内に限ります。

※通知カードは本人確認書類ではありません。

＊１ 市民課、各地区市民センター・出張所での本人確認書類

①顔写真付きの公的な本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書など

②顔写真付きの本人確認書類がない場合は、次のものを２点ご持参ください。

健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療制度被保険者証、年金手帳、学生証など

⇒詳しくは市民課までお問い合わせください。☎ 028-632-2267

＊２ 税制課、各地区市民センター・出張所での本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障がい者手帳、在留カード、

健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療制度被保険者証、年金手帳など

また、相続人の方が、亡くなった方の証明書を取得する場合は、その方が亡くなった事実及び亡くなった方との関係が確認できる戸籍謄本等の書類が必要です。

⇒詳しくは税制課までお問い合わせください。☎ 028-632-2187

＊３ バンバ出張所の証明書の取り扱いについて

宇都宮市以外の本籍の戸籍謄本（本人確認書類は上記＊１①のみ）は、

土日祝休日は終日、平日の午後５時１５分～午後７時は受付できません。

死亡届記載事項証明書・所得証明書・課税証明書・登録事項証明書・評価証明書・課税標準額証明書は、土日祝休日については終日受付できません。

なお、本ガイドブックに記載のない証明書等につきましては、

あらかじめ **バンバ出張所 ☎ 028-616-1542** までご確認ください。

MEMO

各種証明書の交付について（コンビニ交付サービス）

コンビニ交付では、相続等の手続きに必要な証明書の一部が取得できます。
証明書の取得は、マイナンバーカードを使った便利なコンビニ交付をご利用ください。

【コンビニ交付】◆各コンビニエンスストア

証明書名	必要なもの	1通あたりの手数料	注意事項	所管課
住民票の写し	利用者本人のマイナンバーカード （利用者証明用電子証明書が格納されているもの）	200円	現在，住民登録地が宇都宮市の方となります。	市民課
戸籍謄本・抄本		350円	現在，本籍地が宇都宮市の方となります。 ※本籍地が宇都宮市で、住民登録地が宇都宮市以外の方は、事前に利用登録を申請いただくことにより、戸籍謄本・抄本、戸籍の附票の取得が可能です。	
戸籍の附票		200円		
印鑑登録証明書		200円	現在，住民登録地が宇都宮市の方	
所得証明書		200円	最新年度のみ	税制課
課税証明書	200円	最新年度のみ		

コンビニ交付サービス

- ①利用時間 午前6時30分 から 午後11時まで
- ②持ち物 利用者本人のマイナンバーカード（利用者証明用電子証明書が格納されているもの）
※亡くなった方のマイナンバーカードはご使用できませんのでご注意ください。
- ③利用できる場所 セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど
※キオスク端末（マルチコピー機）にて取得することができます。

⇒コンビニ交付サービス及び市民課所管の証明書については市民課（☎ 028-632-2265）までお問い合わせください。

⇒税制課所管の証明書については税制課（☎ 028-632-2187）までお問い合わせください。

窓口待ち状況配信サイト

市民課（市役所1階）や地区市民センター・出張所の窓口の待ち状況（「待ち人数」や現在の「呼び出し番号」）が確認できます。窓口にお越しいただく際に、ぜひご利用ください。

宇都宮 窓口待ち状況

検索



MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

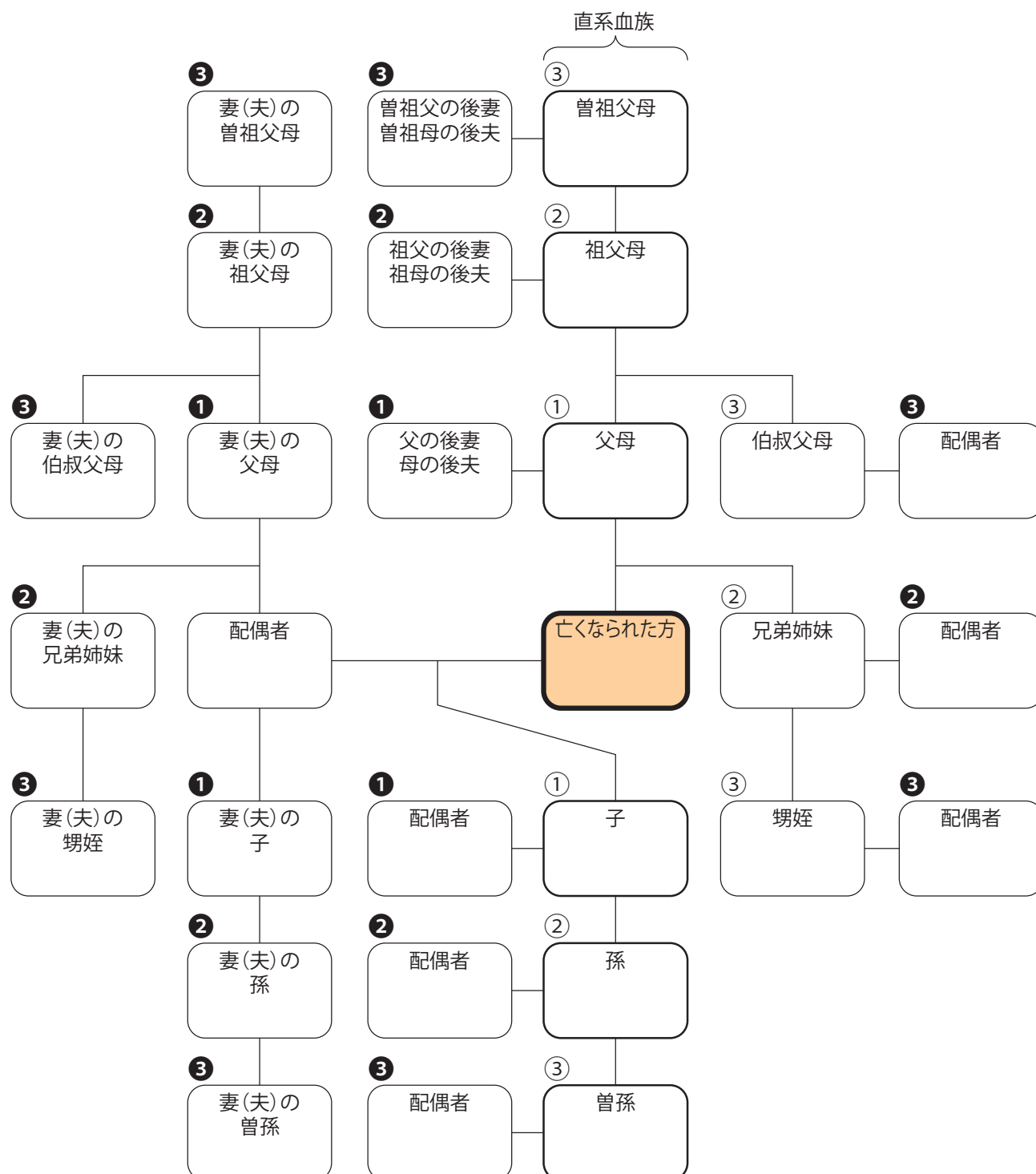
各種支援・貸付制度など

相続について

家系図 (3親等内の親族)

※相続等のお手続きの際にご利用ください。

※続柄の数字は、一親等から三親等までの血族 (①～③) と姻族 (①～③) を表示しています。



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所など	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号など	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

各種支援・貸付制度など

相続について

令和6年4月1日から 相続登記の申請が義務化

所有者不明土地の解消に向けて

不動産に関するルールが 大きく変わります



相続で**不動産取得を知った日から**
3年以内に申請しなければなりません。
正当な理由がなく**義務に反した場合、**
10万円以下の過料の対象となります。

問合せ先

宇都宮地方法務局
不動産登記部門
☎ 028-623-0916

★ワンポイント★

相続登記が義務化（令和6（2024）年4月1日から）

相続により（遺言による場合を含みます。）不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

また、遺産分割協議の成立により、不動産を取得した相続人は、遺産分割協議が成立した日から3年以内に、その内容を踏まえた登記の申請をしなければならないこととされました。

なお、正当な理由がないにもかかわらず申請をしなかった場合には、10万円以下の過料が科されることがあります。

相続登記の必要性について

- 土地や建物の不動産を所有していた方が亡くなられた場合には、「相続による所有権移転」の登記を、その不動産を管轄する法務局に申請することが必要です。また、亡くなられた方が、お住まいになっていた不動産の他にも別に不動産を所有している場合は、その不動産も相続登記を行う必要があります。

➡相続登記をしないで放っておくと…

- ▶不動産をすぐに売却できない場合がある。
- ▶相続時の手続き費用が高額になる場合がある。
- ▶相続登記をしないうちにまた相続が開始すると会ったことのない相続人（遠縁の親戚）が現れ、相続関係が複雑になる場合がある。
- ▶誰が不動産の管理をするのか相続人の間でもめる場合がある。

相続人又は相続人から依頼を受けた司法書士は、
相続登記に必要な書類を作成又は取得し、法務局に提出することができます。

MEMO

司法書士は 相続手続きの専門家です

相続手続きは着手までの時間を置けば置くほど面倒になります。
できる限り早めの対応をおすすめします。

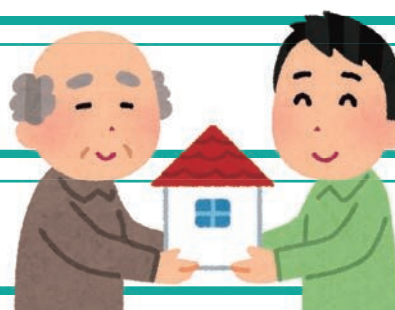
相続手続きの中でも特に面倒な以下の手続きは
地元宇都宮の司法書士である当事務所におまかせください。

土地・一戸建て・マンション・駐車場等の名義変更

預貯金の名義変更

株券・証券の名義変更

手続きに必要な戸籍謄本等の取り寄せ



当事務所は「出張」相談対応が可能です。お客様のご自宅にお伺いしてお話をお聞きすることもできます。出張・相談・見積もりはすべて無料です。お気軽にお問い合わせください。

ご相談内容に応じ、他の専門家との連携が必要なときは 信頼できる専門家をご紹介、お取次ぎをいたします。紹介料は無料です。

■主な連携専門家■ 弁護士・税理士・行政書士 など

石川司法書士事務所

TEL:028-612-5515 FAX:028-612-5588

〒320-0049 宇都宮市一ノ沢町285-28 メゾンの沢101

<https://www.srs-ishikawa.com/>



ホームページ

相続の手配はお済みですか？

大切なお手続き **塩浜会計事務所**にお任せください

相続の 申告



どんな資料を集めれば
いいんだろう？

相続税をいつまでに
いくら払えばいいの？

各種 お手続き



誰に何を相談すればいいか
わからない…

手続きにはいくら
必要なの？

すべて**当事務所**で**完結**できます！（一部、他士業との連携あり）

初回相談無料 ご質問・ご相談はお気軽に下記までお問い合わせください。

☎028-639-1176

受付
時間

8:30～17:30
(土日祝日を除く)

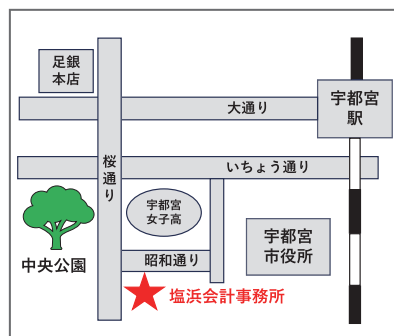
塩浜会計事務所

税理士・特定行政書士 塩浜 茂夫
税理士 塩浜 香保里

創業
37年

宇都宮市幸町3-1 金田ビル2F

 <https://www.shiohamakaikei.com/>



不動産相続に関するお手伝い

秘密厳守

無料査定

スピード対応

売却して
即現金化したい

空き家になるので
売りたい

残置物を
そのまま
買取してほしい

相続の相談を
どこにしてい
いか
わからない

お困りでは
ありませんか？

不動産売却・不動産相続相談のことなら



河内土地建物株式会社
不動産相続の相談窓口
ピタットハウス宇都宮下栗店

【受付時間】10:00～18:00 【定休日】第2・4火曜日、毎週水曜日
宇都宮市下栗一丁目11番地3 FAX:028-610-1965 栃木県知事免許(14)第1308号

お気軽に
お問い合わせ
ください

☎ 028-610-1960 音声ダイヤル 1



<https://k-tt.jp>

本誌ご持参で、相続税対策に関するご相談無料

こんな お悩み ありませんか？

不要になった
土地や建物を
売りたい

相続について
相談したい

空家の管理が
できない

遺品の整理を
お願いしたい

複雑な権利関係
(借地権や借家権など)
の整理をしてほしい

賃貸物件を
管理してほしい

使っていない
不動産の活用方法
がわからない



あなたのお悩みごとを
不動産のプロと一緒に解決します！



まずはお気軽にご連絡ください

☎ 0120-37-1806

「宅地開発課」宛てにお電話ください



MUGIKURA
SINCE 1954

[社名] 株式会社むぎくら

[所在地] 〒320-0051 栃木県宇都宮市上戸祭町3007-22

[営業時間] 9:00～18:00

[定休日] 無休（年末年始・GW・夏季休暇を除く）

[免許] 宅地建物取引業 栃木県知事免許（14）第883号 / 栃木県知事許可（般1）第16373号



代表取締役 手塚 きぬよ

宇都宮市の
相続のお悩み
ご相談ください

不動産

預貯金

株・投信

自動車

保険

税相談

遺産相続 遺言執行 相続税申告

こんなお悩みございませんか？

- ☒ 何から進めればいいのか分からない
- ☒ 忙しくて自分で手続きできない
- ☒ 相続人トラブルがある などなど。

お気軽にお問い合わせください。

0120-266-997

TEL: 028-610-6546 / FAX: 028-614-3428

受付時間 9:00~17:30 (土日祝除く)

栃木相続手続きセンター

運営: 行政書士法人TRUST・山口会計事務所

宇都宮市伝馬町1-3 大通りビル2F

MAIL: mail@igon-sosouzucenter.com

https://www.igon-souzokucenter.com



栃木相続手続きセンター | 検索

モノの片付けや整理 お困りごことはありませんか？



安心できる遺品整理で解決！

遺品の整理などのお悩みに対し、ご相談から施行完了までお客様の
ご状況に合わせて寄り添いサポートいたします

POINT 1 選べる見積もり方法

現地訪問のほか、ビデオ通話や写真送付による簡易見積も可能です。
(※一部業者を除く)

POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが
一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 優良業者を厳選紹介

東証プライム上場の鎌倉新書が、遺品整理で
実績のある業者を紹介するので安心です。



通話料
無料

0120-964-850

受付時間 9:00~18:00 (年中無休) 安心できる遺品整理

鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社: 株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階 代表: 03-6262-3521 主な事業内容: (1) 供養サービス事業 (2) 供養関連書籍出版事業 (3) 相続サービス事業

無料相談
受付中

暮らし変わらず まかせて安心!

「住んだまま買取り」

空き家・空き地でも 不動産を現金化できます
お住まいになったままでも

大切なお住まいのお悩み、デイ・リバーにご相談ください

ご相談事例

- お住まいの方が亡くなり、空き家になった家を売却したい。
- 子供たちは遠方に住んでおり、自宅を継ぐ者がいない。
- 「終活」の一環として不動産の処分を考えている。
- 老後資金の準備・子供や孫への教育資金などでまとまったお金がほしい。
- 自宅を売却して住み替えたいが、住んだままだと売却がなかなか進まない。
- 今すぐには引っ越せないが、数年後までには処分したい。……など

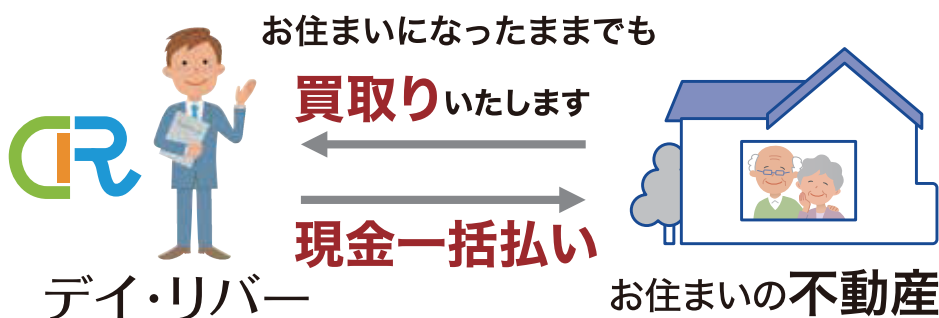


お選びになる方
増えてます!

Check!!

Q 「住んだまま買取り」ってなんですか?

A お住まいになったままでもできる 便利な**不動産買取り**のしくみです!



※売却後は弊社貸主となる賃貸借契約を結んでいただくことでご自宅に住み続けていただけます。
※建物の管理はデイ・リバーがいたしますので、固定資産税や修繕費などの負担がなくなります。

「住んだまま買取り」について

名前の通り『**住んだまま**』でも**買取り**させていただきます

- Point ① 現在の家に『住んだまま』でも不動産を現金化できます。お支払は現金一括。
- Point ② 仲介売却でないため、ご近所の方に知られることなく自宅を現金化できます。
- Point ③ 売却後は、お客様と賃貸借契約。ご自宅に住み続けていただけます。
- Point ④ 退去時の家具処分、転居先のお探し、敷地の一部買取りなどもサポートします。

／まずはお電話を／

**ご相談・査定
いつでも無料**

物件、築年数問わず
査定いたします!

弊社は「宇都宮空き家会議」の協力事業者です



空き家・空き地対策官民連携組織
宇都宮空き家会議

栃木県宅地建物取引業協会会員 栃木県知事免許(2)4951号
株式会社 デイ・リバー ☎028-689-9687

〒320-0033 栃木県宇都宮市本町10-18 E-Mail contact@dayriver.jp

デイリバー

検索

公式HP



おひとりさま・おふたりさまのための

身元保証 生前準備 パック

ひとり暮らし

子どもがいない

頼れる身内がない

誰にも迷惑をかけたくない

身元保証人のお引き受けから認知症対策・葬儀・お墓のことまで
ワンストップでお手伝いします

元氣なうちに事前準備をしておかないと…

施設入居・入院

身元保証人がおらず
高齢者住宅や介護施設へ入居できない



病気・認知症

認知症になってしまった場合に、役所での手続きや
お金の管理を行ってくれる人がいない



葬儀・お墓

自分が希望する形の
葬儀や納骨・供養を行ってくれる人がいない



身元保証・生前準備パックならまとめてお手伝い

施設入居・入院

身元保証

介護施設や病院への入居・入院時に
身元保証人を引き受け

認知症

任意後見契約

認知症発症時に、支払や手続き・
契約行為を代行

葬儀・お墓

死後事務委任

葬儀や納骨・供養の希望を
聞いてご逝去後も確実に実行

お一人おひとりのご状況・ご希望に合わせた
生前準備パック



専門家・専門機関とともにオーダーメイドでご用意します！



ご案内・ご相談からご紹介までお任せください！



0120-982-219

[受付時間]

9:00～17:30(年中無休)
※年末年始を除く

わたしの死後手続きHP: <https://watashigo.com>

※「身元保証・生前準備パック」ではお客さまのご要望をお伺いして最適な専門事業者をご紹介します。

※専門事業者とのお契約にあたっては、入会金や月会費が発生する他、入会にあたって審査が必要な場合もございます。

※「身元保証・生前準備パック」は株式会社鎌倉新書が運営する「わたしの死後手続き」の別称です。

株式会社 鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1 兼松ビルディング3階

お問合せ・
お申し込みフォーム
はこちら





フルハウスでは、ひとつの窓口で

不動産の相続手続き完全サポート！

これから相続する方

- ☐ 3年以内の相続登記義務化
- ☐ 空家の税金が上がる可能性がある
- ☐ 遠方で手続きが困難・管理不可
- ☐ 手続きの流れが分からない etc...

すでに相続されてる方

- ☐ 使用方法が分からない
- ☐ マメに管理ができない
- ☐ 税金を払うのが大変
- ☐ 空き家にして空き巣に入られた etc...

＼ 一人で抱えないで、お悩み全て解決します！！ ＼



心強いチームが完全サポート！！

不動産無料査定

秘密厳守



※ 売却に関わる費用は売却後の精算になりますのでご安心ください。

一度お気軽にお電話ください！

不動産 / 売買・買取・管理
不動産相続・家族のための信託・空家問題 / 終活

株式会社フルハウス

☎ 028-666-5888

〒321-0981 栃木県宇都宮市上野町 6064-10

<http://www.fullhouse-c.com>

栃木県知事免許 (2) 第 5075 号



相続お困りでは ありませんか?

初回30分
相談
無料

よくわからないわ...



相続について
誰に相談したら
いいのかしら...

そんな時は

司法書士あおい事務所

にご相談ください!



遺産相続の専門家が
お客様の立場で
問題を解決します!



不動産



株券



現金



資産

その後の問題や
相続対策も
しっかりサポート!

おまかせ
ください!



安心ね!

司法書士の大山までお気軽にご相談ください!!

090-7014-6898



司法書士あおい事務所

〒321-0151 栃木県宇都宮市西川田町923番地20・2階



ご相談は無料です。

相続

に関するご相談なら
栃木あんしん相続相談センターへ

相続税の申告、財産の名義変更、遺産分割協議書の作成まで
相続手続きをトータルサポート。東京の大手税理士法人での勤務経験を活かし
高品質なサービスを低価格でご提供します。



適正価格

高くなりがちな相続税
の申告報酬を、豊富な
実績と経験に基づくノウ
ハウにより適正価格で
ご提供しています。



相続専門 ・実績豊富

相続専門の大手税理士法
人で経験を積んだ税理士が
直接担当します。
相続税申告件数300件超、
相続に関する相談件数
600件超という豊富な実績
があります。



強い ネットワーク

弁護士、司法書士、行政
書士などの相続に強い
専門家と連携し、相続に
関するすべてのご要望に
お応えします。

初回相談無料・スピード対応

お電話でのお問い合わせはこちら

☎ 028-612-8341

※お気軽にお問い合わせください。

お問い合わせフォームは
24時間お気軽にどうぞ。



栃木あんしん相続相談センター

(運営：金田崇税理士事務所)

<https://ansinsouzoku.jp/>

〒321-0935 栃木県宇都宮市城東 2-14-26



代表税理士 金田 崇

本誌ご持参で、分かりやすい相続の冊子をプレゼント！！

発行 宇都宮市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025 年 1 月

